

ごみ集積所設置等申請書

年 月 日

総社市長様

申請者

住所

団体名 (アパート名)

代表者名 (職・氏名)

電話番号

ごみ集積所を (新規設置・移設・改築) したいので、次のとおり申請いたします。

記

場所	総社市		
世帯数	世帯		
構造	面積 m × m (m ²)	高さ	m
収集開始予定日	年 月 日 ()		
備考			

下記の項目について遵守できない、又は市の収集計画に協力しない場合は、市から一般廃棄物の収集を取り消されても不服申し立てしないことを誓います。

- (1) 総社市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び総社市ごみ集積所設置等に係る取扱要領に定める項目を遵守すること。
- (2) 申請者において近隣の既存のごみ集積所に排出することを依頼すること。排出することが出来なかった場合に限り、本申請を行うこと。(裏面確認書に記名、押印必要)
- (3) ごみ集積所を設置する場合、収集車が前進のまま進入し、通り抜けられる十分な広さの道幅又は転回場所があること。又、他の車の通行の支障にならない場所に設置すること。利用世帯数は10世帯以上を原則とする。
- (4) 設置するごみ集積所の形状は、原則としてスライド式の扉とし、間口が1m以上、出入口及び内部の高さが1.8m以上、奥行きが1m以上とする。
- (5) ごみ集積所は利用者が管理するものとし、利用にあたっては市で定めるごみの出し方のルールを守るとともに、集積所の清潔の保持に努めること。利用者において適切に管理がされていない場合には申請者が責任を持って対処すること。共同住宅にあっては、原則として所有者又は実質的にこれらを管理する者がごみ集積所を管理するものとし、利用者に対し、ごみの出し方等のルールを遵守するよう指導すること。
- (6) 申請者と利用者が異なる場合には、管理における利用者の代表者を選任し、別途市に報告すること。
- (7) ごみ集積所の設置等を行ったことにより、付近住民との間に紛争が生じた場合は、申請者又は利用者が自主的に解決に当たること。(裏面同意書に記名、押印必要)
- (8) ごみ集積所設置後、付近に住宅等が増加した場合、収容能力が許す限り利用させること。その場合の負担金、管理等については当事者で協議して決めること。

※添付書類 位置図・平面図・立面図・利用者管内図